

官民データ活用推進基本計画実行委員会
道路交通ワーキンググループの運営について（案）

平成30年12月5日
道路交通ワーキンググループ主査決定

「道路交通ワーキンググループの開催について」（平成30年6月1日 官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）第7項に基づき、道路交通ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. ワーキンググループが行う調査・検討内容については、官民データ活用推進基本計画実行委員会に対し報告するものとする。
2. ワーキンググループに主査代理を置くことができる。主査代理は構成員もしくは事務局のうちから主査が指名する。主査代理は、主査に事故があるときに、その職務を代理する。
3. ワーキンググループは原則として非公開とする。なお、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
4. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 主査は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。